

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
福祉資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会（以下「法人」という。）が資金の範囲内で低所得者世帯の応急的需要を満たし、生活の安定と自立の助長を図るため、この福祉資金（以下「貸付金」という。）を貸し付けることを目的として必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象)

第2条 貸付の対象となる世帯は、皆野町に居住する低所得世帯であって臨時の出費又は収入欠除のため、生活を脅かされ又はそのおそれがあり、生活を維持するために応急的な資金を必要とするものであって、担当民生委員が貸付けの対象とすることを適当と認めたものとする。

(貸付金の限度及び利子)

第3条 貸付金の額は、1世帯につき、5万円以内とする。

2 貸付金は無利子とする。

(償還期限及び据置期間)

第4条 貸付金の償還期限は、据置期間を含め貸付けの日から1年以内とする。

2 貸付金の償還に関して貸付けの日から2ヶ月以内の据置期間を設けることができるものとする。

(償還方法)

第5条 貸付金の償還は、月賦償還の方法による。ただし、貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）の生活の状態により一括又は半年賦償還等の方法によることができるものとする。

2 貸付金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）は、定められた償還計画に従いそれぞれ所定の支払期日までに、所定の元金を償還するものとする。

3 借受人は、いつでも繰上償還することができるものとする。

(借入申込の手続)

第6条 借入申込者は、福祉資金借入申込書（様式第1号）に、民生委員の福祉金借入申込調査意見書（様式第2号）及び住民票を添付のうえ、この法人の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第7条 貸付金の申込みがあったときは、会長はすみやかにその内容を審査して、貸付の可否を決定し福祉資金決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(貸付金の交付)

第8条 貸付金の交付は、一括の方法による。ただし、借入申込者の状況及び貸付金の使途区分に応じ分割交付の方法によることができるものとする。
2 貸付金の交付は、福祉資金借用書(様式第4号)と引換えに交付するものとする。

(一時償還及び貸付の停止)

第9条 会長は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は将来に向かって貸付金の貸付もしくは交付を停止することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正手段により貸付を受けたとき。

(2) 貸付金の償還に充てる資金を保有しながら故意に償還の支払を怠ったとき。

(延滞利子)

第10条 借受人が貸付金を定められた償還期限までに支払わなかった時は、延滞金100円につき1日3銭の割合をもって当該償還期限の翌日から支払の日までの日数により計算した延滞利子を徴収するものとする。

(償還金の支払猶予)

第11条 会長は、借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由により、定められた償還期限までに貸付金を償還することができないと認められる場合には、借受人の申請に基づき委員会にはかり、定められた償還期限の翌日から起算して1年以内に限って借受人にたいして償還金の支払を猶予することができる。

(支払猶予の手續及び決定等)

第12条 前条の規定に基づく、償還金の支払猶予を受けようとする者は、

福祉資金償還支払猶予申請書(様式第5号)により申請しなければならない。

2 会長は、前項の申請を受理したときは、委員会にはかり、償還金の支払猶予の可否を決定するものとする。

3 会長は、前項により決定をしたときは、福祉資金償還金支払猶予決定通知書(様式第6号)を当該借受人に通知するものとする。

(償還金の支払免除)

第13条 会長は、借受人の死亡、長期間行方不明等特別の事情により、貸付金の償還が不能と認められる場合には、借受人又はその世帯員の申請に基づき、委員会にはかり、貸付金の全部又は、一部の償還金を免除することができるものとする。

2 会長が前項の規定により貸付金の全部又は一部の償還を免除したときは、法人の一般会計から繰入れする等の方法により、その免除された貸付金の欠損を補填し、貸付金の保全に努めるものとする。

(償還金の支払免除手続及び決定等)

第14条 前条の規定に基づく、償還金の支払免除を受けようとする者は、福祉資金償還金支払免除申請書(様式第7号)により申請しなければならない。

2 会長は、前項の申請を受理したときは、委員会にはかり、償還金支払免除の可否を決定するものとする。

3 会長は、前項により決定したときは、福祉資金償還金支払免除決定通知書(様式第8号)により、当該借受人に通知するものとする。

(運営委員会)

第15条 資金の適正円滑な運用を図るため、この法人の規程第4号委員会設置規程第2条第1項第2号の規程に基づき運営委員会を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(重複貸付)

第16条 償還金の償還を完了していない借受人に対しては、資金の重複貸付けをすることができないものとする。ただし、借受人の生活の安定と自立の助長を図るため、特に必要がある場合であって、重複して貸付ける資金の合計額が第3条で定める貸付金の限度内であるときはこの限りでない。

(帳簿書類等)

第17条 法人は、資金の取扱いに当っては、次の帳簿書類を備付け、常に貸付業務の実施状況を明確にしておくものとする。

- (1) 貸付台帳(様式第9号)
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 予算差引簿並びに金銭出納帳
- (4) 証拠書類
- (5) その他必要とする書類

(委 任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、貸付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月29日から施行する。

様式第 1 号

福祉資金借入申込書

借入申込	氏名			男	・	女
	生年月日	M. T. S. H	年	月	日	
	現住所	皆野町大字	番地（電話 - ）			
	職業		勤務先			
借入金額	金	円	資金の交付	1. 一括	2. 分割	
償還方法	1. 月賦、2. 半年賦、3. 一括		償還期日	平成	年	月 日
据置期間	有 ・ 無 （有の場合		ヶ月）	償還回数	回	
借入理由（資金の用途等）						

上記のとおり、福祉資金を借入れたく申込みます。

平成 年 月 日

借入申込者

住 所 皆野町大字 番地

氏 名 印

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会

会 長

様

福祉資金借入申込調査意見書

家族 及 び 世 帯 の 状 況	借入申込者氏名	(居住期間 年)			
	氏 名	続 柄	性 別	年 齢	備 考
		世帯主	男・女		
			男・女		
		収入支出の状況	月収、年収	円	支出 月
この資金を貸付けることについての意見(資金の用途、更生意欲、償還見通し等)					

調査したところ上記のとおり相違ありません。
 なお、貸付決定の上は、世帯の更生に努力いたします。

平成 年 月 日

民生委員

印

様式第3号

福祉資金決定通知書

皆社協第 号
平成 年 月 日

借入申込者

様

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
会 長 印

平成 年 月 日付けで申込みの福祉資金は、審議の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 次のとおり貸付けます。

貸付番号	第 号	金額	金 円
貸付金の交付	1. 一括	2. 分割 (回)	
据置期間	有・無 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)		
償還期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(ヶ月)		
償還方法	1. 月賦	2. 半年賦	3. 一括 利子 無・利子

※お金をお渡しする日と手続きについて

- (1) お渡しする日 平成 年 月 日(午 時頃)
- (2) 場 所 皆野町社会福祉協議会事務局
- (3) 当日持参していただくもの
 - ① この通知書
 - ② 同封の福祉資金借用書
 - ③ あなたの印鑑

2. 貸付できません。

理由

福祉資金借用書

借 用 金 額	金 円也												
資 金 の 種 類													
利 子	無利子 (ただし、償還期限経過後は、100円につき日歩3銭とする)												
分割 交付 の 場 合 受 領 欄	受領 回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	受領 月日												
	受領 金額												
	受領 者印												
据 置 期 間	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日まで												
償 還 期 間	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日まで(月)												
償 還 方 法	1. 月賦・2. 半年賦・3. 一括						償還回数 回						
	償還期日			償還金額			償還期日			償還金額			
	1	. .					7	. .					
	2	. .					8	. .					
	3	. .					9	. .					
	4	. .					10	. .					
	5	. .					11	. .					
6	. .					12	. .						

福祉資金を上記のとおり正に借用し受領いたしました。
 ついては、福祉資金貸付要綱を固く守り、貴会の指示に従って期日には、
 相違なく返還することを誓います。

平成 年 月 日

氏 名

印

社会福祉法人 皆野町社会福祉協議会
 会 長

様

福祉資金償還金支払猶予申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
会 長 様

(借受人)

住 所 皆野町大字 番地
氏 名 印

下記のとおり福祉資金償還金の支払猶予を申請します。
記

1. 申請理由

2. 貸付条件

貸付番号	第 号	金額	金 円
貸付金の交付	1. 一括		2. 分割
据置期間	有・無(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)		
償還期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(ヶ月)		
償還方法	1. 月賦・2. 半年賦・3. 一括	償還状況	回 円

3. 支払猶予期間

平成 年 月 日平成 年 月 日まで(ヶ月猶予)

4. 支払猶予後の償還根拠(変更後の償還期日に支払いが可能と認められる
具体的理由)

5. 支払猶予後の償還計画

猶予申請償還金額		金 円	猶予申請償還回数		回
償 還 期 日		金額償還	償 還 期 日		金額償還
1	・ ・		6	・ ・	
2	・ ・		7	・ ・	
3	・ ・		8	・ ・	
4	・ ・		9	・ ・	
5	・ ・		10	・ ・	

上記の支払猶予に関し、調査したところ下記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

民生委員

印

福祉資金償還金支払猶予決定通知書

皆社協第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
会 長 印

平成 年 月 日付けで申請された福祉資金償還金支払猶予は、審議の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 承認

支払猶予期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
(月猶予)

2. 不承認

(理由)

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

福祉資金償還金支払免除申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
会 長 様

(借受人)

住 所 皆野町大字 番地

氏 名 印

下記のとおり福祉資金償還金の支払免除を申請します。

記

1. 申請理由

2. 貸付条件

貸付番号	第 号	金 額	金 円
貸付金の交付	1. 一 括	2. 分 割	
据置期間	有・無（平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）		
償還期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（ヶ月）		
償還方法	1. 月賦・2. 半年賦・3. 一括	償還状況	回 円

上記の支払猶予に関し調査したところ、下記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

.....
.....
.....

民生委員 印

様式第 8 号

福祉資金償還金支払猶予免除通知書

皆社協第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
会 長 印

平成 年 月 日付けで申請された福祉資金償還金支払免除は、審議の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 承認

1. 全額免除とする。
2. 一部免除とする。

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
(月免除)

2. 不承認

(理由) _____

